

令和8年6月2日 招集

令和8年第2回 宇城市議会定例会  
追加議案

熊本県宇城市



令和8年第2回宇城市議会定例会 追加議案目録（令和8年6月8日）

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
その他	議案第44号	工事請負契約の締結について	宇城市老人福祉センター大規模改修工事の工事請負契約の締結 【契約額】 226,380,000円	地方自治法第96条第1項第5号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条	福祉部 高齢介護課	P.4
その他	議案第45号	財産の取得について	消防積載車購入 【取得価格】 65,855,100円 【数量】 普通自動車10台	地方自治法第96条第1項第8号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条	市民部 防災消防課	P.5
その他	議案第46号	財産の取得について	宇城市立小中学校教職員用端末等購入 【取得価格】 110,699,776円 【数量】 453台	地方自治法第96条第1項第8号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条	教育部 教育総務課	P.6

議案第44号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 工 事 名 宇城市老人福祉センター大規模改修工事
- 2 工 事 場 所 宇城市松橋町豊福1786番地
- 3 契 約 金 額 226,380,000円(税込)
- 4 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市松橋町曲野55番地  
商号又は名称 株式会社いさお建設  
代表者氏名 代表取締役 平川 友久

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宇城市条例第47号)第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第45号

### 財産の取得について

次のように財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 財 産 消防積載車（普通自動車） 10台
- 2 納 入 場 所 宇城市松橋町大野85番地
- 3 取 得 価 格 65,855,100円（税込）
- 4 契約の相手方 住 所 熊本県熊本市中央区帯山4丁目45-18  
商号又は名称 株式会社ニッケカスタム光輝  
代表者氏名 代表取締役 渋谷 明子

#### （提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇城市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第46号

### 財産の取得について

次のように財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 財 産 宇城市立小中学校教職員用端末等 453台  
(内、管理用端末 1台)
- 2 納 入 場 所 宇城市三角町三角浦574番地1ほか17か所
- 3 取 得 価 格 110,699,776円(税込)
- 4 契約の相手方 住 所 熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号  
商号又は名称 株式会社レイメイ藤井  
代表者氏名 代表取締役 藤井 章生

#### (提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宇城市条例第47号)第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

